

報告第1号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月21日提出

豊川市長 山 脇 実

(産業部関係)

1	専決年月日	平成29年12月12日
	相手方	豊川市在住の70代男性
	損害賠償の額	182,704円
	概要	平成29年10月22日午後9時20分頃、豊川市市田町儀郎8番1において、農業用排水路に設置されていた金属板が風により飛び相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

(環境部関係)

1	専決年月日	平成29年12月4日
	相手方	本野町内会
	損害賠償の額	75,600円
	概要	平成29年10月1日午後1時40分頃、豊川市本野町東浦34番において、職員の運転する自動車は相手方の所有する建物のスロープの手すりに接触し、当該手すりの一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	平成29年12月6日
	相手方	豊川市在住の30代女性
	損害賠償の額	409,504円
	概要	平成29年10月13日午前9時30分頃、豊川市御津町西方浜田29番9地先の市道において、職員の使用する草刈り機が小石を跳ね、相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。